



NORTHERN RESORT
NISEKO

情報公開がめざすもの

広報 **ニセコ2** 1999

情報とは いったい何だろう

昨年、議会九月定例会で可決され、今年四月から運用を開始する「ニセコ町情報公開条例」。六章四十六条からなるこの条例の前文には、前述のように情報公開条例に対する町の基本的な考えをうたっています。

情報とは「判断を下したり、行動を起こしたりするときに必要な知識や資料」のことをいいます。そして、私たちのまわりにはさまざまな情報があふれています。その形態は、日常生活に係わるものから、まちづくりに係わるもの、仕事に係わるものや家族についてのものなど多岐にわたっています。その媒体も新聞、テレビ、各種のチラシ、週刊誌、広報紙などから、人と人を介して広がる口コミなどもあります。「根も葉もないうわさ」などといわれるものも、判断の材料になってしまう場合は、



情報公開がめざすもの

「情報公開制度」「個人情報保護制度」スタート!

▲'98まちづくり懇談会より

ニセコ町情報公開条例前文

まちづくりの基本は、その主体である私たち町民が自ら考え、行動することにあります。そして、私たちが自ら考え、行動するためには、まちに関するさまざまな情報やまちづくりに対する考えなどが、私たちに十分に提供され、説明されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

今、一人ひとりの価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中において、よりよい地域の創造のため、私たちには、歴史に学び、新たな価値の構築に向けて努力をしていくことが求められています。

私たちは、まちづくりの諸活動が、すべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有を進め、住むことに誇りを感じ、喜びをわかちあえる郷土「私たちのニセコ」づくりのために、この条例を制定します。

昨年、ニセコ町議会九月定例会で「ニセコ町情報公開条例」と「ニセコ町個人情報保護条例」が可決。その運用が今年四月一日から始まります。

この条例が私たちの暮らしにどのように関係があるのか、なぜ必要なのか、どんな情報が公開され、どんな個人情報保護されるのか。

情報公開の必要性については、昨年三月の広報ニセコ四三二号「わが町なりの情報公開」で特集していますが、ここで、改めてこの制度の概要やそのめざす姿を考えてみます。

【ニセコ町情報公開条例の概要】

「ニセコ町情報公開条例」は前文及び六章四十六条から構成されています。ここでは、各条例を解説するのではなく、条例にはどんなことが規定されているのか、その主な特徴をみてみます。

○前文

この条例に対する町の基本的な考えを明らかにするため前文を設けました。

○条例の目的

第一条でこの条例は、町の保有する情報の公開を請求する手続きその他町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、もって、公正で分かりやすいまちづくりの推進に資することを目的とすると規定しました。

情報の一つといえるかもしれませんが。特に、最近では情報通信機器の普及により、インターネットで世界のさまざまな情報を瞬時に知ることができるようになりました。

情報は民主主義社会の根源

「人民が情報を持たず、またそれを獲得する手段を持たぬ人民の政治は、道化芝居の序幕か悲劇の序幕ではない」。アメリカ合衆国第四代大統領ジェームズ・マディソンの言葉です。アメリカの情報自由法が、世界で最も公開性が高いというのもうなずけます。

日本国憲法は、主権が国民にあるとうたっています。つまり、国の政治を決定する最高の権限は国民にあるということです。また、私たちのまちづくりの基本となる地方自治法は、第一条で地方自治体は「民主的にして能率的な行政の確保をはかる」ことを目的とすると規定しています。自治体の運営は、そもそも民主的に行われることが求められているのです。

知る権利とは

役場からあることについて、そよかせ通信やチラシなどで情報が流れ、説明会も開催されたとします。関心のある人はチラシを読み、説明会にも参加し、そのことからの情報（知識）を持っていきます。チラシも読まず、説明会に行かなかった人には情報がありません。しかし、みずからの意思でその情報を知ろうとしなかっただけで、

情報を知る機会が均等にあったのです。民主主義社会は、個人の意思が尊重されますが、汗を流した人も流さない人も同じという結果平等社会ではありません。ですから、一人ひとりの持つ情報に結果として差が出ることもあり、それは個人の問題といえる場合も多いかも知れません。しかし、「知らされない」こと、つまり知りたくないと思っても、その情報が公開されないことは大きな問題です。主権者である私たちは物事を判断するための情報を得る権利があるからです。

役場には説明する責任がある

「知る権利（情報を手に入れること）」は私たちに主権がある限り私たちの基本的な権利といえます。

私たちに「知る権利」があることと同時に、役場には説明する責任があります。例えば、私たちが汗を流し、一生懸命働いて払った税金が、私たちに知らされないうちに使いみちを決められて良いはずがありません。どのように使いみちが決定され、どう使われたか、その結果はどうなったのかということ、町の構成員である私たち住民に公開され、説明されるのがあたりまえです。また、公の会議が、正当な理由もなしに非公開で行われることがあれば、それも公正なこととはいえません。

近年は、行政だけでなく民間企業でもディスクロージャー（情報開示）という言葉が企業の責任としてとらえられているように、行政の説明責任（アカウンタビリティ）は民主主義社会を構成する基本的な要素といえます。世界の先進国では、国、自治体を問わず、国民（住民）に対して情報を公開し、説明することは当然のこととされています。

情報公開条例の概要

○適用部門の範囲

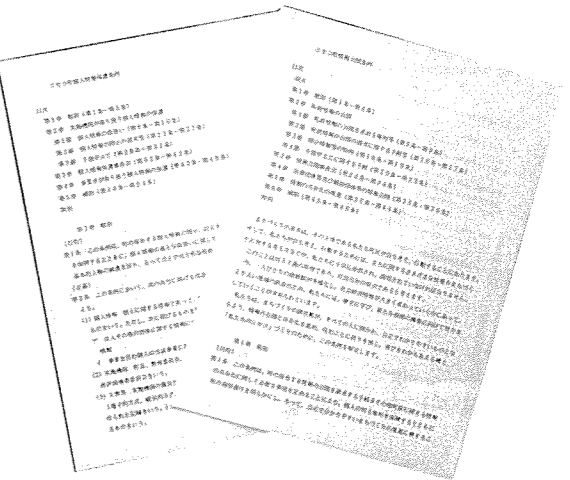
条例の適用対象となる実施機関の範囲を「町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」と、全ての行政委員会に適用することとしました。

○公開される文書は

公開対象となる文書などは、役場が持っている文書などのうち、法律や条例で公開することを禁じられているものやプライバシーなどに関するものを除いたもののほか、過去も含めた全ての情報を対象としました。

○請求手続きを簡略化

役場が持っている文章な



どの町政情報のうち個人のプライバシーなどに該当しないことが明らかでない「開示情報」と規定し、公開の請求と開示に係る手続きを簡単にしました（請求書の作成不要）。また、開示情報は、極力その場で開示し、請求者の負担を軽減するよう規定しました。

○一度公開決定した情報は

開示情報として取り扱う審査を要した情報であっても一度公開が決定された場合は、請求者の利便性を考慮し、手続きを簡略化した「開示情報」として扱うものと規定しました。

○請求は「何人も」

「知る権利」は、憲法の基本的人権や表現の自由に関わる問題で、その権利が地域によって差別されるべきではないとの考えから、町政情報の公開を請求できる範囲を町民等に限定せず「何人も」と規定しました。

○町の説明責任

請求された情報が非公開と決定された場合は、通知書にその理由を記入し、

請求者に「非公開とした理由を説明しなければならぬ」と町の説明責任を規定しました。

○一時的な非公開決定は

公開できる時期を明示し、非公開理由が一時的なもので、一定期間経過後には情報を公開できる場合は、公開できる時期を明示し、その理由を説明しなければならぬものとししました。

○不存在の情報も新たに文書を作って公開

公開請求された情報が、その時点で作成されていない情報であっても、その請求に関する情報を新たに作成することが可能な場合は、新たに文書を作成または取得して公開することができるとしました。

○公務員の氏名は公開

公の仕事をしている公務員の職務に関する情報は、個人のプライバシーには該当しないとの考えから、職務の遂行に伴う公務員（地方公務員、国家公務員）や公務員であった者の氏名、地位、職務内容は、個人の

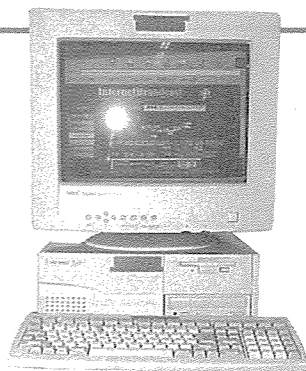
保護すべき情報から除外し、公開の対象としました。

○柔軟な公開方法

情報公開の実施は、閲覧又は写しの交付を基本としますが、今後の情報化の進展などを考え、規則で柔軟に定めることができるものとししました。これは、目の不自由な方への録音テープや点字での交付、フロッピーや将来の電子メールによる公開など時代の流れに即応できるためのものです。

○出資法人や補助団体の情報公開

町の出資比率がその出資法人の資本金などの二分の一の額を超える出資法人と同一の会計年度に百万円以上の補助金を支出している補助団体については、この条例の趣旨に沿って情報の公開に努めるものとするよう規定しました。また、町にその出資法人や補助団体についての情報の公開請求があったときは、その法人及び団体に町民などが必要な情報を提出するよう求め、公開することができるものとししました。



自治とは何か

日本の地方自治は、首長（市町村長、知事）と議会議員を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。選挙で選んだ国会議員で構成される国会が、国の代表者（首相）を選ぶ一元代表制とは仕組みが違います（図一）。

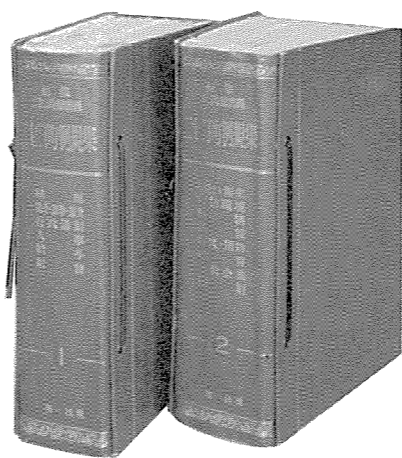
都道府県や市町村が二元代表制をとるのは、住民が主役となり力を合わせてその地域のまちづくりを進める『住民自治』という考えがその原点だからです。

こうした住民自治が基本とはいえ、私たち住民には日常の仕事があり、また生活があり、自治体活動の細かいことまでいちいち関与できるものではありません。そこで私たち自身が代表機関の首長（町長）にその運営を、条例の制定や予算などの議決権を議会にまかせ、まちづくりを進める形をとっています。

しかし、選挙で選んだからといって、その運営のすべてを代表者に委任しているわけではありません。憲法でいう「地方自治の本旨」が住民自治にあることを考えれば、その動きは絶えず住民の意向を尊重しつつ、ガラス張りの中で決定、運営されるものでなければなりません。

情報公開は住民参加の前提

住民自治の基本は、住民が町政に参与する「住民参加」に基づくものであり、住民参加の前提は「情報の公開」です。これまでの裁判所の判決の中でも「略」民主主義が行われるためには、国民（住民）は、政府、自治体の活動を詳しく知らねばならない。秘密ほど民主主義を減殺するものはない。自治、即ち、国事、地方自治への市民の最大の参加は、情報を与えられた公衆についての意味を持つものである。（略）」と住民参加と情報公開の



情報公開条例の概要

さらに、これらの実効性を担保するため、町が出資法人と協定を結ぶことや、町長が補助団体に対して補助条件をつけることなどの必要な手続きを取ることにしました。

○公開は請求者の立場で
請求者の立場で事務を進めるため公開請求をする方が、その情報を簡単に確実に情報を特定することができよう、情報の提供や利便を考慮した適切な取り扱いをすることとしました。

○手数料は無料
町の持つ情報は、本来、町が広く説明すべき情報で

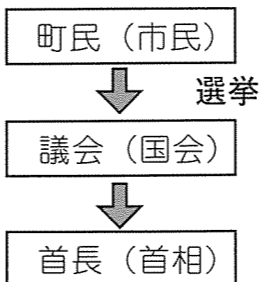
あるとの考えから、手数料は無料としました。ただし、写しの交付などの場合は、その実費（生活保護世帯などへの免除措置あり）を徴収するものとしました。

○情報公開審査会の設置
情報公開について不服申立てを審査し、情報の共有化の推進についての調査・審議をするため「情報公開審査会」を設置し、その運営、調査権限や手続きについて規定しました。

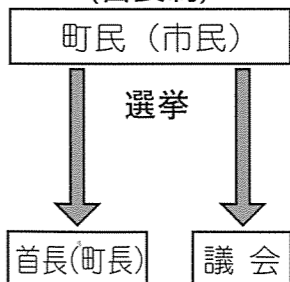
○付属機関の審議の公開
審議会等の付属機関や町で行われる各種の会議は、その審議の公開を原則とするよう規定しました。

○情報共有化の基本方針
町政についての情報を分かりやすく提供し、住民がこれを適正で容易に利用できるよう、町が積極的に情報の共有化のための施策に努めることを規定しました。

一元代表制 (議員内閣制)



二元代表制 (首長制)



図一政治機構図

必要性が述べられています。（京都地裁判例平成三年三月二十七日）

情報は町民の共有財産

住民自治は、主権者である住民の意思に基づいて町政を運営していくことを基本としています。

私たちが自分の意思を決定するには、その判断材料として当然『情報』が必要になります。『正確な情報をしっかり住民に提供し、住民も役場も同じ情報を持ち、その中で一緒に考える』。これがニセコ町が進めている『情報共有』の考えです。

その具体的な取り組みとして、これまで、予算説明書『もっと知りたいことの仕事』の全戸配布や『まちづくりトーク』の実施、『まちづくり町民講座』や尻別川の将来構想を住民参加で作上げた『尻別川の川とくらしを考える事務局会議』の開催などが上げられます。

情報公開に条例は必要か

ドイツでは情報公開法がありません。必要な情報がきちんと出され、常にオープンに行政運営がなされているからです。では、情報公開という考えを立法化する必要はないのでしょうか？

私たちの町も先ほど上げた取り組みなどを通じて常に情報の公開を心がけています。

しかし、立法化という将来に渡る約束がなければ、これらの取り組みや、私たちの『知る権利』が、何かをきっかけに侵害され、消えてしまうかもしれません。条例をつくるということは、私たち住民の大切な権利が、将来に渡って勝手に侵害されないために必要なことだと考えています。

ニセコ町個人情報保護条例の概要

個人情報保護条例の目的
第二条(目的) この条例は、町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに關して必要な事項を定めることにより、基本的個人情報の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

○町民や事業者にも責任
みんなでプライバシーを守り、お互いを尊重する民主的なまちづくりを進めることを目的に、町民や事業者経営者も、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に關する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報取扱いにあたっては、他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならないと規定しました。

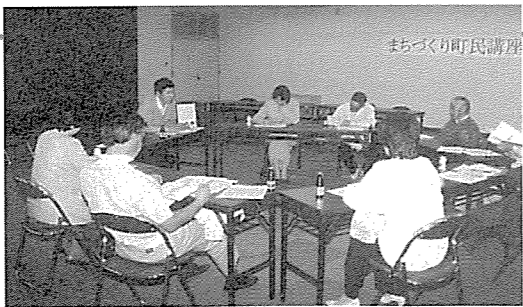
○情報収集の手続き
町の各部署で個人情報を取り扱うときは、あらかじめ所定の事項を町長に届け出なければならないものと

し、届出事項については速やかに町民に縦覧しなければならずと規定しました。ただし、住民基本台帳法など他の法律などに規定がある場合は除かれます。

○情報収集は適正な手段で
個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、その目的達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないものとし、本人からの収集を原則とするよう規定しました。

○人権の擁護
原則として思想、信仰、信条その他の心身に關する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない、と基本的人権の擁護について規定しました。

○第三者の権利の保護
第三者についての情報が含まれる情報で、その情報が開示されることにより、第三者の正当な権利や利益



まちづくり町民講座

日本各地の情報公開

日本で最初に情報公開条例を制定したのは、山形県金山町です（昭和五十七年三月）。続く同年十月には神奈川県が条例を制定し、平成十年四月一日現在、全国五百八十の自治体が情報公開条例を制定しています（自治省調べ）。国も、昨年三月情報公開法案が国会に提出され、現在継続して審議がおこなわれているところです。

二セコ町の情報公開条例

このような考えをもとに、条例の作成にあたっては、広報広聴検討会議や町民参加の検討会、まちづくり町民講座など多様な協議の場を設けて検討してきました。町民のみなさんからは「アメリカの情報自由法のようなものを」「公開できない事項を極力少なくすべき」「審査会の職務権限も明確に」など、多くの意見をいただきました。町では、町民みなさんの意見や町の情報共有化に関する具体的な考えをできるだけ条文に盛り込むよう工夫しました。その結果この条例ができあがり、全国のこれまでの情報公開条例とは、多少内容の異なる条例となっています。

情報の公開と個人情報の保護（個人情報保護条例）

住民参加の大前提が情報の公開にあるといっても、行政が持つ個人の情報などが公開されては困ります。通常他人に知られたくないと思うプライバシーに関する情報は、しっかり守ってもらっては安心して暮らすことができませぬ。

このため、町では情報公開条例と表裏一体の条例とし

て、個人情報保護条例を併せて制定し、透明性の高いまちづくりと同時に私たちのプライバシーが確実に保護されるなど、各々の権利が保障される民主的なまちづくりを進めようと考えています。

プライバシーの尊重は、憲法で保障された基本的な個人の尊重や自由、幸福追求権の一つです。また、昭和五十五年のOECD（経済協力開発機構）で「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（表一）が採択となり、各地で個人データの保護が進むようになりました。

こうしたことから、町では、個人情報の取り扱いの手續きや管理を厳格に行うことを定め、また、その内容を明らかにし、個人が自分の情報の実態を把握する権利を保障するため、個人情報保護条例を制定しました。

おわりに

今回は『情報公開条例』と『個人情報保護条例』について考え、主な特徴を解説しました。みなさんのご意見を広報紙にお寄せください。

OECD(経済協力開発機構)のプライバシー保護8原則

- ①収集制限の原則
自治体は、個人情報を無制限に収集することはでない。
- ②データ内容の原則
個人情報の取り扱いが必要な範囲で正確、完全なものなければならない。
- ③目的明確化の原則
個人情報の収集目的は、事前に明確しておかなければならない。
- ④利用制限の原則
個人情報は、法律に規定があるもののほか目的以外に利用してはならない。
- ⑤安全保護の原則
自治体は個人情報を紛失、破壊、修正等をされないように安全保護を取らなければならない。
- ⑥公開の原則
個人情報を扱う自治体の事務事業の内容は、広く公開されなければならない。
- ⑦個人参加の原則
個人は、自己に関する個人情報の存在と内容について知る権利がある。
- ⑧責任の原則
自治体は、以上の原則を実施するための法制度に従う義務がある。

を害するものは開示してはならないと規定しました。

○開示しないことができる個人情報

町の恣意的な判断で、自分の情報が非開示となることがないよう町があらかじめ開示しないことができる四つの項目を明記しました。
(1)個人の評価、診断、判定指導、相談、選考などに関するもので、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
(2)開示することにより、個人の生命、健康、生活や財産の保護、その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるもの
(3)町の機関が国及び地方公共団体などと協力して行う事務、または町が国などから依頼、協議などを受けた事務に関する個人情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障が生じるおそれのあるもの
(4)町または国などが行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、その

事務の実施の目的を失わせ、またはその事務の円滑な実施に著しい支障があるおそれのあるもの。

○公開請求の方法

個人情報については、プライバシーの保護を確実に進める必要があることから開示の請求は請求書の提出により厳格に行うこととしました。

情報の閲覧をした場合は

- ①総務課総務係にお越しください。
電話で事前に知りたい内容を連絡くださいとより早く手続きができます。
- ②窓口で知りたい情報を記載した請求書を提出願います。

なお、情報公開請求の場合、個人のプライバシーなど非公開項目がない情報の場合は「開示情報」として扱われ、請求書などの記載は不要です。この場合は、見たい書類などの内容を窓口でお話しいただくだけで閲覧できます。

③情報を管理している担

当課でその内容をご覧いただけます。

個人情報については、本人が自分に関する情報のみをご覧いただけますので、書類の整理に多少時間がかかります。

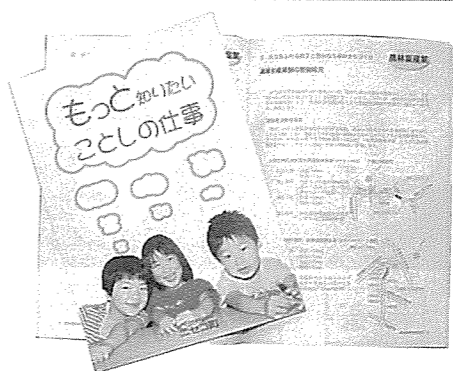
情報公開条例、個人情報保護条例とも特別な場合を除いて申請から公開決定、非公開の決定にかかる日数は、遅くとも十五日以内に行われます。

情報公開請求の内容が「開示情報」の場合は、書類が確認できるとその場でご覧にいただくこともできます。

お気軽にご相談を

情報公開制度や個人情報保護制度などについてご不明な点は、総務課総務係（電話四四二二二二）までご連絡ください。

担当 志村・篠原



まちの話題

Hot News

餅じ出流大してバズ新節にサ



▲今年1年の運をうらなうって福引きに挑戦(ギラスタンプ組合主催)

My Town

厳寒の中、防火の誓い

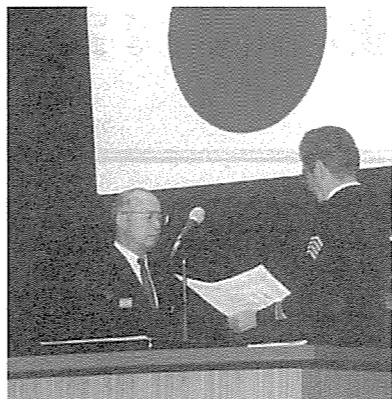
消防新春出初め式



羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署とニセコ消防団は、一月八日、今年一年の無事故無火災を誓う、新年出初め式を行いました。

屋外で行われた観閲は、時折強い雪の降る厳しい天候でしたが、参加した職員や団員は気合い充実。号令に合わせ、きびきびとした所作が披露され、出席者から称賛の声が寄せられていました。また、団員らに永年勤続表彰と優良消防団員表彰が行われ、次のみなさんが表彰を受けられました。

- 表彰を受けた方々(敬称略)**
- 永年勤続表彰
 - 北海道知事
 - 三十年勤続
 - 副団長 矢橋 健雄
 - 分団長 佐々木 功
 - 二十年勤続
 - 団員 柴田 隆生
 - 団員 植田 雅孝
 - 団員 丹野 幸男
 - 十年勤続
 - 団員 鎌田 浩一
 - ニセコ町長
 - 三十年勤続
 - 分団長 浦野 重吉
 - 分団長 佐々木 功
 - 二十年勤続
 - 団員 柴田 隆生
 - 団員 植田 雅孝
 - 団員 丹野 幸男
 - 日本消防協会
 - 三十年勤続
 - 副団長 矢橋 健雄
 - 北海道消防協会
 - 三十年勤続
 - 副団長 矢橋 健雄



▲三十年勤続で表彰を受ける副団長の矢橋健雄さん

- 分団長 浦野 重吉
- 分団長 佐々木 功
- 分団長 木皿信一郎
- 班長 岩田 稔雄
- 二十年勤続
 - 団員 柴田 隆生
 - 団員 植田 雅孝
 - 団員 丹野 幸男
- 十年勤続
 - 消防士長 坂本 宏
- 北海道後志地方支部 俱知安分会長
 - 三十五年勤続
 - 部長 守屋 春雄
 - 二十五年勤続
 - 部長 久積 雅仁
 - 班長 今井 定夫
 - 班長 若山 忠彦
 - 班長 中村 康
 - 消防士長 久保 吉幸
 - 十五年勤続
 - 班長 清水 光雄
- 優良消防団員表彰
 - ニセコ消防団長
 - 班長 若山 忠彦
 - 班長 檜 寛
 - 団員 前田 孝之
 - 団員 青羽 雄士
 - 団員 氏家 成一
 - 団員 盛 秀彦
 - 団員 今野 英一
 - 団員 白神 和彦
 - 団員 柴田 浩二
 - 団員 塚越 弘之

環境衛生に功績

この度、小林基さん(中央六)の環境衛生に対する功績が認められ、町から感謝状が贈られました。

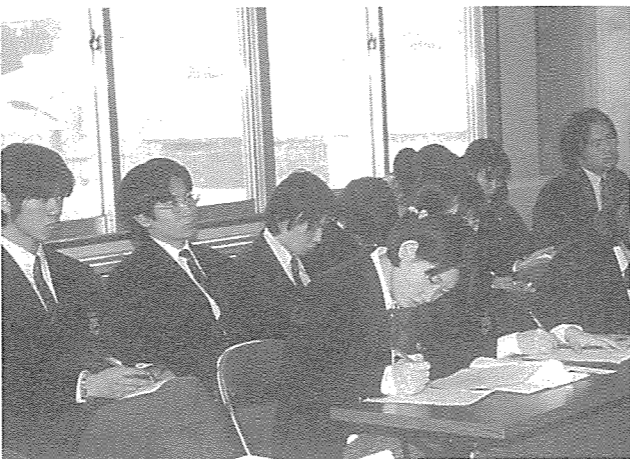
小林さんは、昭和五十四年から六十一一年までニセコ町衛生組合連合会監事を、昭和六十一一年以後、現在まで同会の会長をつとめられ、生ゴミ堆肥化容器の普及や空き缶回収等のリサイクル運動の推進に貢献されました。

感謝状の贈呈は、一月六日、今年の新年交礼会の席上で行われ、小林さんに対し、参会者のみなさんから惜しみない拍手が送られていました。

▲感謝状を受け取る小林基さん



高校生が議会を傍聴

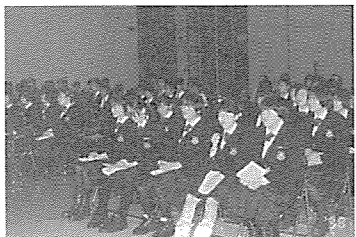


プロジェクト活動③

ニ高農業クラブ

コーナー

今年度のほくたち地域観光班のプロジェクト活動は「自分たちの理想の温泉」を採ってみたいという考えから始まり、テーマを「Think the hot spring」と設定して活動を開始しました。そして、近隣町村の温泉での聞き込み、アンケート調査や自分たちの意見をまとめたりと、試行錯誤を繰り返しました。その結果、



ほくたちの「理想案」を作成することができ、最終的には役場の方々に参考にしてもらうことができました。その後、二年間の活動を振り返ってみると、地域観光班は他の班と違い、地域との関係を大切に活動でき、少しでも地域のことを理解することができました。また、自分たちで考察する

▲町民センターで行われた校内発表大会



久保 守君(別太)「議会だけあって緊迫した様子が伝わってきました。難しい言葉でわかりづらい場面もありました」



千葉友美さん(黒松内町)「会場が笑いに包まれる場面があって意外でした。出てくる金額の単位が大きくて驚きました」

自由意志を持って活動でき、とても良かったと思っています。ニセコ高校は、一月二十一日と二十二日に檜山北高校で行われる南北北海道大会に出場発表を校内大会の結果から決めました。「アカザ科の環境適応と栄養価の研究」「食生活を「joyしよう」「きれいな水からきれいな水へ」の合計四発表です。私たちが一年間活動してきたことを最大限の力を発揮して、全道大会・全国大会をめざして発表してきました。と思っています。

学童保育所、順調に活動中

昼間、仕事などで保護者がいない小学校低学年(三年生以下)の児童をあずかり、育成・指導する「学童保育所」

が昨年十一月に開所しました。開所から三か月あまりが過ぎ、入所している四人の児童も、仲良く活動しています。

食と農業を考える塾「inニセコ」



今、農業者は良質な農産物を生産するだけでなく、産地直売や地場消費、販売促進などについて、活発に行動を起こしています。また消費者も農産物に対し「健康・安全・新鮮」という具体的なニーズを持っています。

「農業と観光のまちニセコ」という地の利を生かし、農家と消費者のますますの連携が期待されます。当日の会場には農家やペンション経営者、主婦など六十人余りが参加しました。

そんな中、町内の農家や農産物加工研究グループなどが実行委員会を結成。昨年十二月二十二日、「食と農業を考える塾」と銘打つ会議を開催し、地元の食材を生かした食文化のあり方について話し合いました。



▲取材した日はケーキ作りに挑戦中

学童保育所の施設は公民館に併設されていた寄宿舎を改装し対応しています。

『俺達でやりとげた』という達成感。



輝いてるね、この人 38

ニセコ町農業青年会会長
高田 知明さん(北栄)

将来のニセコ農業を担う若い後継者で組織する「ニセコ町農業青年会」。

高田知明さんは、同会に入会し、今年で六年目。昨年から会長として十一人の仲間をまとめています。青年会が現在力を入れているのは自分たちで作る農産物の直売。昨年もニセコビュートプラザや産業まつりに出店し、大好評でした。

「みんな、我が家の農作業の合間をぬって青年会の畑を作ります。昨年は四反(四十坪)ほど手がけました

が、農繁期にはとても大変な思いをしました。回りから見ると大したことじゃないかもしれない。でも、僕らにとっては『俺達でやりとげた』という達成感がありますね」と高田さん。

そんな彼が就農当時を振り返ります。「学校を卒業し、二年目までは休みはなし、体はきつい、とつらい日々でした。三年目にインゲンをまかされたんです。手がけて二年目にそれが高く売れた。もちろん収入は自分のもの。このときは素直に



▲1年間の実績発表を前に仲間と打ち合わせ

うれしかった。そのあたりから農業にやりがいを感じようになつたかな」。

会の今後の活動について「昨年、メンバーでジャンボカボチャ作りを始めました。これは夢なんです。青年会が主催するジャンボカボチャのコンテストをやってみたい。それから、観光と結びつく活動も続けていきたい。『商店・観光・農業』、ニセコは小さな町だし、行動さえ起せば、すぐに連携できると思う。その役目を担うのは、年輩の人ではなく僕ら若い世代じゃないかと思うんです」と力強く語ってくれました。

『苦勞を結果に結びつける父を農業者としては尊敬している』と笑う二十四歳。

みなさんよろしくお願ひいたします



収入役に選任された大石康則さん

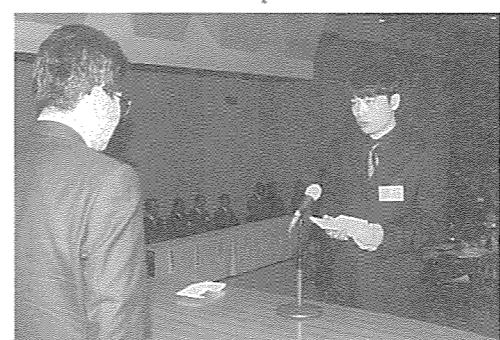
昨年の町議会十二月定例会で大石康則さんが収入役に再任されましたのでお知らせします。

任期は平成十年十二月十八日から平成十四年十二月十七日までの四年間。大石さんは平成二年十二月から収入役に勤め、今期で三期目の就任になります。

大石収入役から

「町議会をはじめ町民のみなさまのご指導とご協力をいただき、ニセコ町発展のために努力して参りますのでよろしくお願ひいたします」

前途洋々の未来に幸多かれ



▲成人者を代表し答辞を述べる佐々木一茂さん(さくら団地)

一月十五日、町民センターを会場に今年の成人式が行われました。該当者六十人のうち、式典に参加したのは四十一人。

成人者を代表して佐々木一茂さんが答辞を述べ、厳粛な雰囲気の中で式典は無事終了。

式典が終わると、ニセコ愛護会がお祝いの太鼓を披露し、にぎやかな祝賀会が始まりました。

久しぶりにあつた友人たちと旧交をあたためる姿は、同窓会を思わせる和やかな光景でした。

まちの事件簿

ニセコ町防犯協会・倶知安警察署 (☎22-0110)

盗難事件

スノーボード盗難事件発生

12月20日町内のスキー場で、スノーボードを雪上に立て掛けロッジ内で休憩中の10数分間に、そのスノーボードが盗まれました。

また、27日にもスノーボードが盗まれる事件が発生しました。

近隣のスキー場でもスノーボードなどの盗難が発生しており、いずれも休憩、食事などで短時間目を離れたときに盗難にあっています。

スキー場で、スノーボードなどを保管する場合は、鍵の設備のある場所に保管し、各自で盗難防止に努める必要があります。

スキー場駐車場での上乗車盗難発生

12月21日、町内のスキー場駐車場での上乗車中の乗用車の窓ガラスが割られ、車内から貴重品が盗まれる事件が発生しました。14日にも2件発生しています。

近隣のスキー場駐車場で同じような事件が発生しています。

貴重品は車内に置かず、常時身につけておくことが大切です。

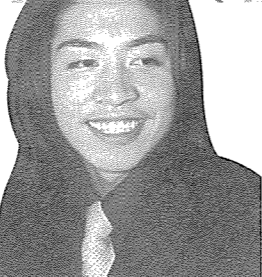
交通事故

追越し時前方不確認で衝突

12月31日午後2時20分ころ字羊蹄の国道5号線で走行中の乗用車が、前方を走行していた除雪車を追いつき、対向車線に出た際、対向してきた乗用車と正面衝突する事故が発生しました。

吹雪で道路の端が見えず逸脱

12月26日午後2時30分ころ字近藤の岩内洞爺線で、走行していた大型貨物自動車、後方から接近してきた車両に道を譲ろうと、道路左端に寄ったところ、路肩からはみ出し路外へ逸脱する事故が発生しました。



太田 祐司さん(本通9)
「両親には『これからは何ごとも自分の意志で取り組んで行きなさい』と言われました」



松田 美雪さん(滝台)
「たくさんの人からお祝いの言葉をいただきました。今はひとり暮らしがしたい」

まちのカレンダー・2月

日付	場所・催事	そよかぜ通信4チャンネル 放送番組の歌手名など。 (午後7時から)
1日(月)		どうよう大全集
2日(火)		ザ・ベスト・オブ・ザ・ベスト
3日(水)		昔ばなしのうた
4日(木)	夜間スキー講習会/アンヌプリ18:30~	伊奈かつぺい
5日(金)	夜間スキー講習会/アンヌプリ18:30~	ドリームス・カム・トゥルー
6日(土)		同上
7日(日)		同上
8日(月)		ピンクデー
9日(火)		プリンセス・プリンセス
10日(水)	健康相談/保13:30~16:00	B'z
11日(木)	建国記念の日	高橋真梨子
12日(金)		ザ・ビートルズ
13日(土)	歩くスキー教室/有島方面13:30~	同上
14日(日)		同上
15日(月)		小泉今日子
16日(火)	フッ素・サホライド塗布/町13:00~15:00	竹内まりや
17日(水)	フッ素・サホライド塗布/町13:00~15:00	森口 博子
	おばんです町長室/町長室18:00~20:00	
18日(木)	健康教室(市街地)/町13:15~	中村 雅俊
	フッ素・サホライド塗布/町13:00~15:00	
19日(金)	健康相談/保13:30~16:00	中島みゆき
	夜間スキー講習会/東山18:30~	
20日(土)		同上
21日(日)		同上
22日(月)		藤 あや子
23日(火)		水前寺清子
24日(水)	第45回全町児童生徒スキー大会(予定) /モイワ・開会式9:00~ 寿大学2月学習会/町10:30~ 講演「いま、自分でできること (高齢者のボランティアについて)」 まちづくり町民講座/町19:00~21:00 「町の台所事情とまちづくり」 乳児健康相談/公13:30~15:00 資源ごみ収集	瀬川 瑛子
25日(木)	ミスとミセスのためのスキー講習会 /アンヌプリ9:30~ リハビリ教室/町10:00~15:00 資源ごみ収集	香西かおり
26日(金)	乳がん検診/町9:00~14:00 骨粗しょう症健康診査/町13:00~16:00	島倉千代子
27日(土)	乳がん検診/町9:00~14:00 骨粗しょう症健康診査/町9:00~16:00	同上
28日(日)	道民スポーツ後志冬季大会/古平町ほか	同上

★健康教室は今年も各地区巡回で行います。日程などは地区保健委員をつうじて連絡しましたが、そよかぜ通信でもお知らせします。ぜひご参加ください。

- 西富=西富地区町民センター ■保=後場保健室 ■公=公民館
- 町=町民センター ■体=体育館 ■運=運動公園 ■役=役場
- アンヌプリ=アンヌプリスキー場 ■東山=東山スキー場

★総合体育館の一般開放は毎週土曜日と日曜日です。

土曜:午後1時から10時
日曜:午前9時から午後5時

紙のリサイクルについて

こんにちは。今回お手紙したのは紙のリサイクルについてです。私の家では毎日たくさん紙を捨てています。二丁目町では紙類のリサイクルも行われていますが、どんな紙が集められているのですか？

新聞紙・雑誌・広告・ダンボール以外の紙でもいいのでしょうか？

例えば…

- ①文章がプリントされている紙
②ペンや鉛筆で書かれた紙
③ポスター・カレンダー等
特に①は学校からの手紙などでいっぱいあります。これらの紙も回収されているのですか？

(曽我地区 十五歳女性)

お答えします

町では、資源としてリサイクルできる「紙類」を平成九年から、「あき缶・あきビン」を平成五年から資源

ごみとして分別収集していただきます。

ご質問いただいた①②③の紙類についてはチラシ類として回収しています。毎月の資源ごみ分別収集当日の朝八時までに各地区ごみステーションに出してください。

その際、効率よくリサイクルを進めるため、次のことにご協力ください。

- ①紙類は新聞・チラシ・雑誌・ダンボールなどに分けそれぞれをひもで束ねる。
②紙に付いているセロハンテープ、ガムテープ、ホチキスの針などは紙からとりはずす。

なお、日程の都合などで資源ごみ収集日にごみが出せない場合は、公民館横の『資源ごみ保管庫』をご利用ください。

毎月の資源ごみの収集日は「そよかせ通信」でお知らせしています。

●今後の資源ごみの回収について
来年度、現在収集している資源ごみに加え、ペット

ひろばが黄緑色になった

宮田小三年 佐々木順次

三日月りに学校へきたよ

教室に入って まどをあけたら

木が見えた ショーンのよつば

黄色いよつば

「わあきれい。」

あんなきれいなので ほーっと 見ていたよ

何の木か知りたくて 見に行ったら

かつらの木だったよ

金曜日には黄緑色だったのに たった三日の

黄色いよつば 「つせとこもつせとこも。」

かみのおせむしや

宮田小一年

やうつ めん

ビコー ビコー

かせにふかれて

シコーとおさていった

かみのおせむしや

フーと上へなげた。

へんこつやうみだいに見えた。

おはなしの会からのお知らせ

- 日時/2月4日(木)
午後2時15分から3時15分まで
●場所/町民センター2階
図書室内「絵本のひろば」
●内容/女の子が眠っている間に、大事なお人形が大冒険。さて、何が起ころか「小さな天使と兵隊さん」ほか
●問合せ/佐々木真理 ☎44-2098

ニセコ盆栽会

盆栽とは、一つの鉢の中に山々の風景など、自然の形を美しく自由に表現するものです。各会員とも自宅で育てていますが、月に一度程度集まり、分からない点などを話したり、会員のお宅を訪問しあい成長具合を見て回ることもあります。

みんな楽しく活動していますので興味のある方はご連絡ください。

- 会 員/13名 ●会 費/年額5,000円
●代 表/大門 勉 ☎44-2432

【このコーナーで、会員を募集したいサークルなどがありましたら 広報広聴係 電話44-2121までご連絡ください】

どっ さい しょ 図来書

北海道新聞八雲支局の小田島氏の 記事(平成10年11月10日付)から

渡島管内長万部町は、図書館利用に始まり、講演会、登山会など、町で行われる行事にも町内の方にとどまらず、近隣他町村の利用が多いそうだ。

長万部町教育委員会は、1つの町があらゆる分野の施設を用意したり、行事を行うのは不可能だから、近隣町間の提携でより多彩な参加機会をと説明する。人の行き来を大切に考えているとのことだ。

蔵書4万7千冊の図書館の利用も、他町民が150人を超すそうである。官僚的な縄張り意識を捨てた試みが人の交流を生み活性化につながると記者は締めくくっていた。

図書ボランティア・アジャスト倶楽部
●問合せ/水上 直子 ☎58-2227

しらかば文芸

ニセコ短歌会

顧みる姿はいつも泣き虫の吾娘も優しき二十歳となりぬ
雪道をスキーツアーバス通り過ぐ白一色の冬がまた来る
漁火の遠くに光りいか船の吃水までもとれよと願ふ

折内 和子

齊藤 敬子

郡司 良子

ニセコ俳句会

雪の峰背のびして待つ旅ごころ
パン焼く春寒波の路地にただよいぬ
捨てきれぬ父の形見の冬帽子

上野 幸雄

中村 清美

亀田 禮子

広報にこんな

コーナーを

広報紙にエッセイとか新聞にある女性欄とか、男性の立場を語るコーナーとか、「なぜ老人を家族が世話しきれなかつたか」とか、「ノンフィクション医者の立場から言わせてもらえば」など



☎44-2121
町民総合窓口課広報広聴係まで

など、こんなコーナーを設けられないでしょうか。単純にうわさ好きの「オバサン」向けのコーナーになつてしまつてしまうか。(黒川地区 女性)

お答えします

広報紙は「私たち住民がみずからつくるページ」があつてよいのではという考えから、このページ(みんなの広場)を設けています。特に「私の意見」には、みなさんの自由な意見を掲載したいと考えています。

「私の意見」は、これまで「質問(意見)と回答」という形式をとっています。が、特に回答を必要としない「エッセイ」的なものや「うれしかったこと・つらかったこと」など日常の出来事なども掲載したいと考えています。

匿名としますのでどんな「私の意見」にご意見をををお寄せください。(町民総合窓口課長 片山 健也)

くらしの情報

NISEKO

雪の花舞う2月、一年で一番寒さの厳しいところです。でも、そんな中にも、少しずつ長くなった日足が感じられるようになります。日だまりで遊ぶ子どもたちの歓声が聞こえるようになったら、もう次の季節がそこまで来ていますね。

わたしたちは もうすぐ小学一年生 になります

今年四月に小学生の仲間入りをする子どもたちは五十三人です。
対象となるのは、平成四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれたみなさんです。

- ニセコ小学校(四十六人)
本通一 石塚 大輝(崇悦)
大場三早希(幹夫)
本通二 伊藤 愛梨(治明)
前田 悠貴(孝之)
本通四 高橋 沙季(政博)
本通五 浦野 隼人(隆志)
逢坂 慧子(誠二)
米代 崇史(敏雄)
本通七 中村 美貴(裕次)
本通八 佐藤 夏生(和人)
本通十 早坂 陽菜(光則)

- 富士見 富士見 由佳(宏)
坂本 見咲(純)
富士見団地 已扇 隆広(則男)
山本 優里(博)
本通団地 佐藤しおり(信二)
成田 周平(広美)
新有島団地 長船 瑞妃(光雄)
吉田 智也(武)
望羊団地 小田切優斗(勉)
佐藤 笙子(秀夫)
矢野 麻衣(和重)
さくら団地 佐藤 広大(寛樹)
佐藤 平(公二)
細貝 健太(雅範)
中央一 秋森 皓太(利夫)
中央二 恩田 大輔(士朗)
目谷進之介(栄)
森崎 志織(幸三)
中央四 小松 薫平(篤美)
中央七 佐々木 瞭(靖)
藤原 崇行(順太郎)
元町親交会

- 伊藤 勇人(勇)
里見地区親交会 堀 愛季(英規)
ニセコ親交会 佐竹 光太(武光)
四宮 康介(農夫也)
大道 彩葉(正幸)
田中 美里(則雄)
西山 佐竹 紅美(功)
佐藤 昂生(一弥)
滝台 高瀬 彩葉(浩樹)
東山 佐々木恒平(昌己)
ふよう会 吉岡 愛莉(康)
ペンション村 水上 玲麻(武史)
東山ペンション村 岡村 晃希(良成)
高橋亜璃紗(洋)
●近藤小学校(三人)
近藤親交会 久保 翔太(正人)
佐藤 未織(誠)
齊藤 幸歩(義浩)
●宮田小学校(二人)
富川 川原 愛実(与文)

- 宮田 布施 雪花(正行)
●昆布小学校(二人)
西富 清川 美香(武)
福士 千穂(一也)

※(一)内は保護者氏名
お名前が載っていないか
たり、現住所の変わって
るお子さんは、早めに教
委員会学校教育係にご連
絡ください。

●連絡先/☎四四一二〇一
担当II芳賀・佐々木

しま 四島返還 平和な未来へ 橋渡し

この標語は平成10年度北方領土に関する標語で北方領土問題対策協会会長賞(最優秀賞)に選ばれた、北九州市の田嶋祐子さん(30歳)の作品です。遠く九州にも、北方領土のことを考えている人がいます。北方領土は私たちの住む北海道のすぐ隣にある島々です。

問合せ番号

- 役場 ☎44-2121(代) FAX44-3500
- 公民館・教育委員会 ☎44-2101
- 町民センター・社会福祉協議会 ☎44-2234
- 有島記念館 ☎44-3245
- 総合体育館 ☎44-2034
- ふよう荘 ☎44-2245
- 在宅介護支援センター ☎44-1950
- 羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署 ☎44-2354
- 倶知安警察署ニセコ駐在所 ☎44-2251

お知らせ

地域振興券のお知らせ

平成十一年一月一日を基準日として、地域振興券(該当者一人当たり二万円分の商品券)を交付します。地域振興券は、あらかじめ登録した地域振興券を扱う事業者(特定事業者)だけで使うことができます。

●交付対象/十五歳以下の子どもがいる世帯の世帯主と、障害年金などの受給者や年齢六十五歳以上の高齢福祉年金等の受給者の方(一部、平成十年度の市町村民税が課税されていないなど、一定の要件に該当する方)。

●交付申請/地域振興券の交付を受けるためには申請が必要で、町からあらかじめ、十五歳以下の子どもがいる世帯の世帯

地域振興券を扱う 事業者(特定事業者)を 募集します

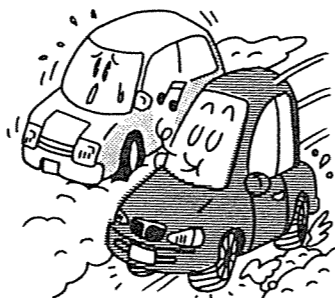
事業者が地域振興券を取扱うためには、登録が必須です。

- 説明会/特定事業者のための説明会を行います。
日時/二月八日(月)
午前十時
- 場所/町民センター
- 募集期間/二月十日から二月二十二日まで

- 申込先/役場企画観光課
- 特定事業者登録資格/町内に店舗があり事業を行っている者で、業種は、日常的な小売業、飲食業、洗濯、理美容、旅館、医療などの各種サービス業、保険業、運輸業及び建設業に限ります。

●地域振興券の取扱/特定事業者は、地域振興券を持参した人に対して、本年三月二十九日から同九月二十八日までの六か月

天候や路面状況に合った運転を 積雪・凍結時の車の交通事故を防ぐ



間、券面記載の金額に相当する物品の販売や貸付またはサービスの提供を行います。

●特定事業者の換金/お客様から受け取った地域振興券は、本年十二月二十八日までに所定の換金申請書を添えて北海信用金庫ニセコ支店で換金手続きをしてください。

●問合せ/地域振興券の交付は保健福祉課福祉係

●特定事業者の登録は企画観光課商工観光係
担当II折内・斉藤

●診療受付時間/土曜: 正午から午後5時
日曜・祝日: 午前9時から午後5時

今月の当番病院

6日	土曜	日	倶知安厚生病院(倶知安)	22-1141
7日	日曜	日	京極国保病院(京極)	42-2161
11日	建国記念の日	昆布温泉病院(蘭越)	58-2231	
13日	土曜	日	真狩国保診療所(真狩)	45-2234
14日	日曜	日	倶知安厚生病院(倶知安)	22-1141
20日	土曜	日	倶知安厚生病院(倶知安)	22-1141
21日	日曜	日	喜茂別厚生病院(喜茂別)	33-2224
27日	土曜	日	中川クリニック(倶知安)	22-1707
28日	日曜	日	留寿都診療所(留寿都)	46-3774

**水力発電施設周辺
交付金を使って**

二セコ町には水力発電所がありますが、このように水力発電所がある市町村に交付されるのが「水力発電施設周辺地域交付金」です。この交付金は、道路関係事業やコミュニティ関係事業、消防関係事業など十種類の事業が対象となります。二セコ町は昨年、このお金を使って、消防庁舎の改修

工事（車庫強制排気システム設備工事、給排水配管改修工事）を行いました。

**そよかぜ通信はこんな
利用ができます。**

そよかぜ通信は、行政からのお知らせに加えて、町内事業所からの求人情報なども放送します。求人に関する放送の利用料は、町内の雇用拡大につながることから、無料となります。

ります。

事業主のみなさん、ハローワークの求人申込みと合わせて、そよかぜ通信求人情報をご活用ください。また、そよかぜ通信二チャンネルは、朝・昼・夜の定時放送の再放送をしています。朝は午前六時四十分から十時、昼は午後零時三十分から三時、夜は午後七時三十分から十時までです。定時に聞けなかった場合にご利用ください。

問合せ／町民総合窓口課

広報広聴係

☎四四―二二二一
担当 山本・佐竹

**スキーやスノーボード
を安全に楽しむために**



スキーは年齢を問わず楽しむことができる冬の代表的なスポーツです。また、近年はスノーボードの人気も上がっています。

スキー場は、技術も年齢も違う人たちがたくさん滑っています。お互いに心を配って、事故のないよう楽しみたいものです。自分の技量にあった場所で滑っていますか。無理や自信過剰は禁物です。また、ゲレンデを外れたところは、危険な「冬山」です。昨年は雪崩による痛ましい事故も発生しています。柵を超えて滑ることは絶対にやめましょう。係員の指示に従うようお願いいたします。

**働きながら学べる
技能士通信講座を
ご利用ください**

技能士の資格を取得するための技能検定は国の検定制度です。検定職種ごとに特級、一級、二級、三級、などに区分され、それぞれ実技試験と学科試験を受けなければなりません。職業能力開発総合大学校では、生産現場で働く、中堅技能者、高度熟練技能者を対象に、一級と二級の技能士コースの通信講座を今年開講しています。この講座を終了すると技能検定の学科試験が免除されます。開講科目や受講料など、通信講座に関する詳しいことをお知らせになりたい方は「受講案内」をお送りします。お問合せください。

問合せ／(財)職業訓練教材研究会通信訓練事務センター
☎〇三―三三三―四九七八

講演会・講習

**所得税・贈与税・消費税
の確定申告はお早めに**



【申告はお早めに】

- 期間間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- 申告書はご自分で記載し、できるだけお早めに提出してください。なお、土・日曜日と祝日は、税務署、役場とも閉庁日となっています。

申告と納付の期間は、下表のとおりです。

申告区分	申告及び納税の期間
所得税	2月16日(火)～3月15日(月)
贈与税	2月1日(月)～3月15日(月)
消費税(個人事業者)	1月1日(金)～3月31日(水)

【期限が過ぎると加算税や延滞税がかかります】

- 確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしますと、後で不足分の税金を納めなければならないのはもちろん、加算税が課せられたり、延滞税を納めなければならないこととなりますので、ご注意ください。

【所得税・贈与税及び消費税の納税相談を実施します】

- 俱知安税務署は、所得税・贈与税及び消費税の納税相談を行います。
- 日時／3月1日(月)午前10時～午後4時
- 場所／真狩村交流プラザ(昨年と会場は変更しています)
- 確定申告をしなければならぬ人や、土地や建物などの不動産を売った人などは、この機会に申告や納税についてご相談ください。

**まちづくり町民講座を
開講いたします**

まちの「あんな問題」や「こんな疑問」をみなさんと一緒に考えてみませんか。まちづくり町民講座は、役場の課長が、それぞれの担当する町の仕事の現状をお話しするとともに、参加者のみなさんと意見交換をしています。

日時／2月24日

午後七時から九時

説明者／志村総務課長

場所／町民センター一般

テーマ／町の台所事情とまちづくり

問合せ／町民総合窓口課

☎四四―二二二一
担当 山本・佐竹

**生涯学習講演会に
ご参加ください**

テーマ／親の思い・子の思い―相談業務をして―
講師／門脇いづみ氏(医療法人北仁会石橋病院臨床心理士)

日時／3月5日(金)

午後六時三十分開演

場所／町民センター一般

研修室

問合せ／教育委員会

☎四四―二二〇一
担当 横山・佐藤

お願

みなさんのご意見をお寄せください

みなさんが日ごろ感じている、町行政への意見や疑問、提案などをお寄せいただき、できる限りまちづくりに生かしていきたいと、昨年六月から町への手紙『私の意見』を募集しています。そして、いただいた意



意見を書き込み、切り取ったのり付けをそのまま郵便として差し出すことができます。郵便料は町が負担しますので、切手などは不要です。用紙がない場合は、役場窓口を用意してあります。どしどしお寄せください。

**まちづくりトークを
ご利用ください**

このほかに、みなさんのご意見をお聞きする方法として「こんにちは(おばんです)町長室」まちづくりトーク」を行っています。

「まちづくりトーク」はおおむね五人以上の方でご利用ください。町長や担当課長が、ご希望の場所に向いてお話しさせていただきます。適当な場所がない場合は町の方で用意します。日程の調整が必要ですので、あらかじめご連絡いただくと便利です。お気軽にご利用下さい。

問合せ／町民総合窓口課

広報広聴係

☎四四―二二二一

担当 山本・佐竹

**公営住宅に空室が
あります情報**

● 今回公募する団地は次の団地です。

番号	団地名	形式	構造	家賃(円) 最低～最高	戸数	車庫・駐車スペース
1	中央団地	3LDK	2階建1F	17,200円～50,300円	1	有

担当＝青木・馬淵・鎌田

- 1 受付期間／2月1日(月)～2月12日(金)
- 2 問合せ・申込み／建設課建築管理係
※申込書は申込者本人が持参してください。
- 3 その他／①申込用紙は役場建設課建築管理係に用意してあります。
②添付書類は、住民票(入居する方全員)、所得の証明できる書類、婚姻によって入居を予定している場合は相手方の同意書など。
③家賃の額は住宅ごとに、入居者の所得に応じて決定します。

応援してください
第四十五回全町児童
生徒スキー大会(予定)



▲みんながんばってゴールをめざしました(去年の大会から)

●とき／二月二十四日(水)
開会式／午前九時
●ところ／ニセコ国際モイ
ワスキー場

●種目／
小学生の部
●大回転競技／全学年男女
●距離競技／三年男女と四
年以上女子が二キロ
四年以上男子が二キロ
●リレー競技／四年以上男

女が一人
中学生の部
●大回転競技／一・二年男
女

歩くスキー教室に参
加しませんか

●とき／二月十三日(土)
午後一時三十分から
●内容／有島方面で木立の

中を中距離歩行
●その他／歩くスキーの用
具を貸し出しています。
希望する方は総合体育館
へご連絡ください。
☎四四二〇三四
担当＝松澤・佐野・高木

第三十回道民スポーツ
後志冬季大会開催

●とき／二月二十八日(日)
●種目・会場／
●バドミントン競技／古平町
●ソフトバレー競技／余市町
●スキー競技(ジャイアン
トスラローム)／仁木町

楽しいよ
しりべし管内イベント情報

1日(月)～ 3月21日(日)	催 99国際あめすダービーin島牧 所 島牧村全域の海岸 問 同実行委員会 ☎ 0136-75-6211
11日(木)～ 21日(日)	催 小樽雪あかりの路 所 小樽運河周辺ほか 問 同実行委員会(事務局:小樽市観 光課) ☎ 0134-32-4111
13日(土)～ 14日(日)	催 第12回寒寒まつり 所 余市宇宙記念館駐車場 問 余市町役場 ☎ 0135-21-2125
20日(土)～ 21日(日)	催 渋谷吉尾杯かんじきソフトボール 全国大会 所 黒松内町町営野球場 問 同実行委員会(事務局:黒松内町 教育委員会) ☎ 0136-72-3160
27日(土)～ 28日(日)	催 雪トピアフェスティバル 所 倶知安町旭ヶ丘スキー場 問 同実行委員会 ☎ 0136-22-1121

催=催し名・所=開催場所・問=問合せ先・☎=電話
内容など詳しいことは直接問合せください。

わたしたちこんな仕事しています



▲石橋出納係長

出納室出納係
役場の正面玄関を入った
ところ、みなさんが一番利
用しやすいところにあるの
が出納室です。会計窓口と
表示しています。
ここには、収入役、出納
係のほか、町の指定金融機
関(北海信用金庫ニセコ支
店)から派遣された職員の
三人がいて、主に町のお金
の出し入れを担当していま
す。
町のお金も家庭と同じよ
うに、財布の中に持ち歩い
ている「すぐに使えるお金」
と、何かのときのための貯
えにあたる「基金(預貯金)」
があります。みなさんが毎
日窓口で請求する各種証明
書の発行手数料や、税金、
水道や公営住宅の使用料、

保育料など、直接町に支払
いをするお金の受け取りの
ほか、国や北海道から送ら
れてくる各種補助金などは、
すぐ使えるお金として収納
管理をしています。
町の一年間の予算は、平
成十年度の当初で六十八億
五千三百万円余りですが、
このお金が一度に町に入っ
てくるわけではありません。
町税や使用料などは納期が
分かれていきますし、国や道
からの補助金なども事業の
進み具合で交付されるもの
がほとんどです。しかし町
の事業はお金がないからと
いつて進めないわけにはい
きませんし、町が行ってい
る各事業に対する支払いは、
期日までに行います。
手持ちのお金(すぐ使え
るお金)がない場合は「一
時借入金」という借金をす
ることになります。一時借
入金は借金ですから使わな
いにこしたことはありません
。そこで、まちのみなさん
にお願いです。町への支
払金は、ぜひ期日までに納
めてくださいね。
担当＝石橋

福祉のメモ

介護保険を知ろう④

●40歳から64歳までの人の保険料は、
加入している医療保険の計算方法で
決まります
・健康保険・船員保険・共済組合の
加入者は「月収」に定率をかけた金
額が保険料になります。つまり、給
料に応じて高くなったり低くなつた
りします。また、事業主負担がある
ので算定された保険料の半分が給料
から天引きされます。
・専業主婦などの40歳以上の被扶養
者は、直接の保険料負担はありません。
これは被保険者であるサラリー

マン全体で、被扶養者の保険料相当
分を負担するためです。
・国民健康保険の加入者は、所得や
資産に応じて、保険料が決まります。
つまり、保険料は所得や資産などに
応じて高くなったり低くなつたりし
ます。保険料の半額の国庫負担があ
るので、算定された保険料の半額を
国民健康保険税(料)と一緒に納入
します。

●問合せ/保健福祉課福祉係
担当=尾崎・小貫・渡邊・高瀬

年金だより

国民年金保険料のお支払いは
便利で安心確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、金融機関または役場
の窓口で一度手続きをすると、翌年
度からの分も自動的に口座振替とな
り、解約の手続きをしない限り毎年
継続されますので、便利です。納期
限を気にする必要もなく、納め忘れ
もないので安心です。決められた日
に口座から自動的に引き落としにな
るので確実です。

口座振替を希望される方は、金融
機関(北海信用金庫ニセコ支店、よ
うてい農業協同組合ニセコ支所、ニ
セコ郵便局)の窓口、または役場保

健福祉課福祉係の窓口にて、預金通帳、
通帳の届出印、国民年金保険料納付
案内書をお持ちのうえ「口座振替依
頼書」に必要事項を記入してお申し
込みください。

なお、国民年金保険料の引き落と
し日は毎月28日(土日、祝祭日の場
合はその前日)となっていますが、
預金残高が不足していますと振り替
えできませんので、振替口座の残高
にご注意ください。

●問合せ/保健福祉課福祉係
担当=渡邊・小貫・尾崎・高瀬

クリーンステーション

犬のフンは飼い主が持ち帰るのが常識です!

先日、窓口である町民の方からこ
んなお話を聞きました。

「自宅のそばを犬の散歩コースに
している方がいて、毎日毎日同じ場
所にフンが残っている。
今は雪に隠れているが、春になつ
て、雪が解けたら大変見苦しい。何
とかならないだろうか。」

フンは飼い主がビニール袋に入れ
て持ち帰るのが、犬を飼ううえでの
最低限のルールであり常識です。

もし、その飼い主の方の家の前に、
見知らぬ犬のフンが残されていたら
どんな気持ちになるのでしょうか。
飼い犬のフンの責任をとれるのは飼
い主さんしかいません。

みんなで気持ちよい春を迎えるた
めにも、飼い主のみなさんよろしく
お願いします。

ニセコ町ごみ散乱防止条例
平成11年1月1日より施行!
～ごみの散乱のないまちへ!～

まちのかけ橋

町長が関係機関に次のようなお願い
などをしています。

12月の主なもの

- 1日.....東京都
●全国観光地所在町村協議会出席
●衆参各議員及び建設省各部へ地域
振興について要望
- 2日.....東京都
●全国町村長会議出席
- 3日.....東京都
●地方自治確立協議会出席
●国民健康保険制度改善強化促進全
国大会出席
- 5日.....東京都
●地方自治の課題について神奈川県
川崎市市長ほかと懇談
- 10日.....町内
●北海道運輸局関係者とISO14001に
ついて懇談
- 12日.....倶知安町
●後志・小樽建設業協会関係者で組
織する21世紀未来塾で講演
- 14日.....町内
●町広報広聴検討会議で、ニセコ町
がめざす住民自治について、木佐
北海道大学法学部教授ほかと協議
- 17日.....町内
●日本経済新聞記者と懇談
- 22日.....札幌市
北海道運輸局長、JR北海道社長ほ
かと懇談
- 26日.....東京都
●東京都立大学、星助教授と地域の
保健福祉社について懇談



▲昨年12月に行われていた「食農塾(食文化を考
える会議)で地元産野菜を材料にした料理を披
露したニセコクリーン野菜加工研究会

建設的な楽観主義へ

平成十一年が明けて早くもひと月が過ぎようとしています。この間、各種の会合などの場で、みなさんの口から漏れるのは「大変だ、厳しい」の言葉。

毎年元旦から数日間の新聞各紙の社説に注目しています。これらを読むと新聞各社が現在の社会の状況をどのように認識しているかが垣間見えるからです。「私たちは今、変革を余儀なくされた場所にいる」「道新、「日本を再生軌道に乗せなければならぬ年」(読売)、「地球規模でさまざまなパラダイム・シフト(価値観の転換)が起きている」(毎日)など、変化の真ただ中にあることを強く認識していることが読み取れます。また朝日は「やわらかな社会をつくる」ことを、日経は「日本再出発」を基本テーマにして数回にわたって社会の質的变化の必要性などを訴えています。私自身、私たちのもの見方や考え方を大きく変えなければならぬときに来ていること

を強く感じます。明治維新、戦後改革に続く第三の大転換のときなのです。しかし、「苦しい、厳しい」とばかり言っているのも物事は解決しませぬ。前向きな姿勢が不可欠です。

一月十九日に開会された第一四五通常国会冒頭の施政方針演説で小淵総理はこんなことを言っております。「冷静な状況認識は重要だが、いまや大いなる悲観主義から脱却すべきときが来ている。行き過ぎた悲観主義は活力を奪い去るだけ。いま必要なのは、確固たる意志を持った建設的な楽観主義。コップ半分の水を、もう半分しか残っていないと嘆くのはたやすいこと、まだ半分も残っているじゃないかと考える意識の転換が求められている。」私たちに今、こんな気持ちも必要なのかもしれません。

ニセコ町長 逢坂誠二

町の日誌(1月)

6日	仕事始め
8日	新年交礼会
14日	消防出初め式
15日	沖繩県スキー大会
18日	成人式
20日	第一回町議会臨時会
22日	農業者委員会総会
27日	まちづくり町民講座
28日	(介護保険とニセコの福祉)
29日	日赤奉仕団ニセコ支部十周年記念式
	寿大学老人クラブ合同新年会
	婦人防火クラブ新年交礼会
	こんにちは町長室



●社会福祉事業基金受付分

有島 1	相澤 トシ様	金100,000円
(社会福祉事業に役立ててください)		

●社会福祉協議会受付分

本通 5	鈴木 フミ様	金10,000円
(社会福祉事業に役立ててください)		
元町親交会	吉村 芳江様	金100,000円
(夫が生前お世話になったお礼)		
本通 1	村上エミ子様	金50,000円
(夫が生前お世話になったお礼)		
元町親交会	小川 とし様	金100,000円
(夫が生前お世話になったお礼)		
	匿名	金44,200円
	匿名	金3,000円
(社会福祉事業に役立ててください)		

こみゆにていー

●ご結婚おめでとうございます

本通 11 増原 豊さん=戸田ゆかりさん 1月9日
 パンション村 石塚 昌克さん=山本 隆子さん 1月11日

●ごめいふくをおいのりします

本通 7 小池健次さん(78歳) 12月22日
 元町親交会 小川春美さん(79歳) 12月28日
 本通 1 村上光雄さん(66歳) 1月1日
 本通 3 三浦和子さん(71歳) 1月5日

健康づくりだより

ヘルシークッキング



▲岡会長(左)と西野さん

ニセコ町食生活改善協議会(岡菊枝会長)は、十二月八日、町内でペンションを営む西野洋子さんを講師にお招きして、料理講習会を行いました。参加者は、会員のほか一般参加四人を含む二十一人で、終始にぎやかな講習会となりました。

今回はニセコで育ったジャガイモや片栗粉、お米を使ったアイデア料理が紹介されました。ちょっとした工夫で、見た目もみるみるうちに変わっていく、試食時も「おいしい」という歓声が上がっていたのが印象的でした。ぜひみなさんもニセコ町の食材を堪能してみたいかがですか。

●木綿ご飯(精進風まぜご飯)

(材料: 6人分)

A	米	4カップ
	だし汁	4カップ弱
	酒	50CC
	しょうゆ	大さじ1
	塩	小さじ1
B	だし	50CC
	酒	大さじ3
	しょうゆ	大さじ2
	みりん	大さじ1
	砂糖・塩	各小さじ1

木綿豆腐 1丁
 高野豆腐 100g
 油揚げ 2枚・人参 100g
 大根 300g・サラダ油 少々

(作り方)

- ①木綿豆腐は軽く重しをして水気を切り、油揚げは熱湯をかけて油抜き、高野豆腐はもどしておく。
- ②高野豆腐・人参・大根・油揚げはそれぞれ小さめに短冊切り。
- ③鍋にサラダ油を入れ、熱して②を入れ炒め、豆腐をくずして加え、Bのだしと調味料で汁気がなくなるまで煮る。
- ④米は洗ってAのだし汁と調味料を加え炊き、炊き上ったら③を加えて10分蒸らしてからさっくり混ぜる。

●ほっくり男爵のケーキ

(材料: タルト1台分として)

ジャガイモ	4個
(正味300g)	
バター	60g
砂糖	80g
卵	1個
バニラエッセンス	少々

※レーズン・クルミ・アーモンドをのせて焼いたり、中身にヨーグルトやチーズを入れてもいいですよ。

(作り方)

- ①ジャガイモはひと口大に切り少し水に放ち、軟らかくゆでて熱いうちにつぶす。(ゆで時間は15分くらい)
- ②①の鍋にバター・砂糖を入れ、塩もちょっと加え溶いた卵も加えよく混ぜる。バニラエッセンスを入れて味を決める。
- ③内側にバターをぬった型に入れ中火(170℃)のオーブンに入れ20~25分焼く。

●このほかにも2品作りましたが都合で全部紹介できませんでしたが、材料表や作り方を、役場保健婦にお問合せください。

☎44-2121

担当=前田

ジャガイモのゆで鍋一つで下ごしらえができる手軽な料理です。



一歳の写真

2月生まれ

大平竜賢くん

近藤親交会駐在区(3日)
 (学さん=佳枝さん)
 「将来は10億円プレーヤーに!」

山内春奈ちゃん

元町親交会駐在区(10日)
 (昌章さん=あゆみさん)
 「元気で明るくやさしい子に育ててください」

佐々木友和くん

みずほ駐在区(11日)
 (正松さん=ゆり子さん)
 「強くたくましく育ててください」

新居陸矢くん

近藤親交会駐在区(13日)
 (英樹さん=つづみさん)
 「明るく元気な子に育ててください」

小松樹生くん

中央4駐在区(15日)
 (篤実さん=直美さん)
 「元気第一」

遠藤匠くん

相馬駐在区(18日)
 (隆さん=和子さん)
 「わんぱくでもいい。たくましく育てほしい」

芳賀未萌ちゃん

本通5駐在区(27日)
 (善範さん=こずえさん)
 「いつも元気で明るく、やさしい女の子でいてください」

あこのろのニセコ



この写真はスキー大会の表彰式の様です。写真のようすから時代は戦時中のことでしょう。場所はニセコ小学校グラウンドと思われます。大人は「ヤッケ」を着ている人もいますが、子どもはみなセーターか学生服姿に毛糸の手袋です。スキー用具も今とはずいぶん違いますね。

ところで、ニセコ町のスキーの歴史は古く、1907年(明治40年)ころまでさかのぼることができます。当時は自作のスキー板に一本杖で滑っていたようです。1928年(昭和3年)ころ、ニセコ(当時は狩太)町スキー協会が誕生しました。その後、全後志学童スキー大会出場のため、町教育委員会主催の学童スキー大会がはじまりました。当時の種目は距離、リレー、ジャンプ競技でした。昭和15、6年ころから回転競技が行

われるようになり、後志大会ではニセコ町の選手が常に優秀な成績を収めていました。(ニセコ町史による)

当時は、当然リフトや雪上車などの設備はありませんでしたから、ゲレンデはスキーで踏み固めて、山に登るときも、スキーをはいて歩いて登っていました。当時学童が使った“ゲレンデ”の一つは忠魂碑の裏山。建物は少なく交通も簡素だったので、駅前に向かって豪快に滑り降りていたそうです。

広報広聴係では、平成8年から新しい「ニセコ町史」の編さんを進めています。町の昔を知ることができる写真や資料がありましたらぜひお貸しください。

(町民総合窓口広報広聴係 電話44-2121内線48)

再生紙を使用しています。



TO THE WORLD

ホームページのアドレス
<http://sv2.camera.meshnet.or.jp/niseko/>

FOR THE WORLD

広報ニセコ 2月号

平成11年2月1日発行 第443号
編集 発行 ニセコ町役場町民総合窓口課
〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町
字富士見47番地
TEL 0136-44-2121
FAX 0136-44-3500

一月十五日、今年も成人式を取材に行った。出席者の中に、以前、彼らが小学生、私が引率として一緒に研修に行ったことのある顔を見かけ、思わず話しかける。「やー君らが二十歳なのかい、なんなかあのころ、こーんなにちっちゃかったのに」といいながら「俺もおじさんになるはずだ」。

以前、テレビの街頭インタビューを見た。「あなたにとっておじさん、おばさんは何歳以上？」というものだ。おもしろいことにみんな自分の年代より上を答える。五十代に聞くと「六十代から」となる。

厚生省では六十五才以上を高齢者というが、これも本人に聞けばきつと「高齢者じゃない」となるはず。実際には思えない。高齢者というイメージが強いが、今の高齢者といわれる人たちを見てると決してそうとはかりは思えない。

表紙の写真は成人式のようなす

編集後記

人の動き

人口 4,550人 (前月比-9) 男 2,206人 (前月比-3) 女 2,344人 (前月比-6) 世帯数 1,799世帯 (前月比-1)

〔平成10年12月末日現在住民基本台帳人口()内は前月との比較〕